

## 美瑛町自治基本条例 全章に係る振り返り②

### 1 第1章「総則」

(1) 第2条「用語の定義」における町民の定義と第5章「町民」との整合性について

#### (用語の定義)

この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体をいいます。

(2) 行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) 町政 議会と行政が担う自治の領域をいいます。

・町民について、住民以外も含める広い定義をしていることから、第21条「町民の権利」と整合性が取れていないという意見（意見とりまとめ票）がありました。

・「町民」の定義については、より多くの人々の知識をまちづくりへ活かすために、広く定義する必要があると考えた経緯があるため修正はせずに、「町民の権利」の修正について検討したいと考えています。

・「町民の権利」第1項では、行政サービスを受ける権利を保障していますが、「町民の役割」において「応分の負担を負うもの」としていることから、他の自治体でも規定しているケースがあります（美幌町、中標津町、別海町）。行政サービスについては、町外の住民を対象としたサービス（美瑛高校の生徒への支援や移住体験住宅の利用等）もあることから、第1項については規定したままで問題ないと思います。

・「町民の権利」第2項では「町民は、地方自治法に定めるところにより、町民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有します。」と規定してありますが、これらの権利は美瑛町の住民のみに認められるものであり、現在の「町民」の定義との整合性が取れていないため、削除したいと考えています。

#### (町民の権利)

町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

~~2 町民は、地方自治法に定めるところにより、町民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有します。~~

3 町民は、町政に参加する権利を有します。

4 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。

#### (町民の役割)

町民は、自治の主体であることを認識し、自治を推進するために、主体的かつ積極的に町政へ参加することに努めます。

2 町民は、町政へ参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。

3 町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとします。

4 町民は、美瑛町特有の景観や自然豊かな郷土を守り育て、持続可能なまちづくりへ取り組むことに努めます。

## (2) 第5条「条例の位置付け」における最高規範性について

(条例の位置付け)

この条例は、美瑛町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び行政は、この条例を最大限に遵守しなければなりません。

・前回の部会において、「最高規範性は大多数の市町村がやっている」「賛成派も反対派も、議論されているので、国会の議論があるからというのは、必ずしも、鵜呑みに出来ない」という意見がありました。

・最高規範性は自治基本条例制定自治体のうち半数程度にとどまります。

・また、平成23年度に総務委員会において総務大臣から、また、平成25年に憲法審査会において衆議院法制局から見解が示されていることから、自治基本条例の最高規範性について検討するにあたっての指標になると思います。

・なお、条例等に対しては「遵守」（意味：法律を守る）という表現を使用することが適しているという意見（意見とりまとめ票）もありましたので、「遵守」という表現に戻しています。

※道内事例で、最高規範とはしなくても「遵守」を使っている例は苫前町のみ。尊重が多い。

## 2 第2章「情報共有」

### (1) 第8条「説明責任」について

(説明責任)

議会及び行政は、公正で開かれた町政を推進するため、町の仕事の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等を町民に分かりやすく説明し、町民から説明を求められた場合には、誠実に説明します。

- ・第8条「説明責任」について、前回の振り返りにおいては、「町の仕事の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等」を「町政に関して」と修正案を提示していました。
- ・今回提出のあった意見とりまとめ票では、「定型的な日常業務を含め、全ての業務を指すのであれば、全てを同一の取扱いで規定することで職員の業務負担が膨大になる」という意見があり、「町の仕事」の定義が難しいという考え方もありますが、前回専門部会での意見を尊重し、当初の仮置き案へ戻しました。

### 3 第3章「町民参加」

(1) 第13条「町民参加の基本」における青少年及び子どもの町民参加について

(町民参加の基本)

5 ~~満18歳未満の青少年及び子ども~~は、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加できるものとします。

- ・ 前回専門部会での意見を基に、第5項を規定することとします。
- ・ 第23条「子どもの権利」の議論においては、「子どもたちが自身の権利を保証する内容であることを理解しやすいようにあえて『子ども』という用語を使用する」「対象年齢についてあえて規定しない」という意見もあったことから、第13条においても「満18歳未満の青少年及び子ども」という主語を「子ども」に修正し、第23条の表現と統一することとします。
- ・ なお、「子ども」の定義については、各項の逐条解説において説明することとします。

(2) 第18条「美瑛町まちづくり委員会」について

(美瑛町まちづくり委員会)

町長は、まちづくりへの町民参加を推進するため、美瑛町まちづくり委員会（以下「まちづくり委員会」という。）を設置します。

2 まちづくり委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則条例で定めます。

- ・ 第50条「美瑛町自治推進委員会」は、必要事項を「別に規則で定めます」としています。第18条第2項で定めているまちづくり委員会に係る必要事項についても、自治推進委員会と合わせて「規則」で定めることとし、修正しました。

## 4 第4章「住民投票」

### (1) 第19条「住民投票」の第5項について

(住民投票)

町長は、町政に関わる重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要があるときは、条例による住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 住民投票が成立する要件は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

4 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

~~5 町長は、住民投票を実施するときは、住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにします。~~

・第19条「住民投票」の第4項において、議会及び町長は住民投票結果の取扱いを「尊重しなければ」ならないと規定しているのに対して、第5項では再び結果の取扱いについて「あらかじめ明らかにします」と規定しています。(道内事例を見てみると、第4項及び第5項を併せて規定している事例はありません。)

・勉強会では、条例に基づく住民投票については「諮問的住民投票」とされ、法的拘束力がないことから、議会や町長に対しては尊重義務を課すことになる(議会及び町長の意思決定を拘束するような規定は地方自治法違反となります。)と説明させていただきました。

・したがって、既に本条例の第4項で尊重義務を規定しているので、別途改めて明らかにする必要はなく、第5項を削除したいと思います。

・なお、結果の公開方法等については、別途住民投票条例の中で規定することになります。

## 4 第5章「町民」

### (1) 第23条「子どもの権利」第3項における「大人」について

(子どもの権利)

子どもは、より良い環境の中で健やかに育つ権利を有します。

2 子どもは、地域社会の一員として、町政に参加する権利を有します。

3 町民、議会及び行政大人は、子どもの権利が保証されるよう必要な支援を行いますよう努めます。

・第3項において使用している「大人」という表現は、他に使用している項目が無く、条文に馴染まない表現のため、「町民（、議会及び行政）」に置き換えてはどうかという意見（意見とりまとめ票）がありました。

・「町民」には当然子どもが含まれますが、「子どもの」本項において特に差別化していることから、誤解を招く表現ではないと思います。

・第23条の議論の際には、子どもを含まない「町民、議会及び行政」を「大人」と表記することで、分かりやすい表現を目指しましたが、他の条文でも「町民、議会及び行政」という表現を使用していることから、「町民、議会及び行政」という表現へ統一することとします。

## 5 第7章「議会」

### (1) 第34条「町民との情報共有と町民参加」第3項について

(町民との情報共有と町民参加)

議会は、本会議及び委員会等の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとします。

2 議会は、町民からの請願及び陳情を政策提案と位置付け、その審議において必要な場合は、これらの提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。

3 議会は、町民との意見交換の場を年1回以上設け、これにより政策提案の拡大を図るものとします。

4 議会は、広報誌の発行、インターネットによる議会中継の実施等により議会及び議員活動の情報提供の充実を図り、議会における意思決定の過程及びその結果に関する情報を町民に提供するものとします。

・第3項において、町民との意見交換の場の回数を「年1回以上」と規定していますが、第8章「行政」の「町長の責務」では、意見交換の回数を規定がないことから、整合性を図るためにも回数の規定は不要ではないかという意見（意見とりまとめ票）がありました。

・意見にもあるとおり、新型コロナウイルス感染症等、様々な理由で集会の開催を控えなければならないケースが今後も発生する可能性があることや、回数の規定により開催すること自体が目的となる可能性もあることから、「年1回以上」という表現を削除したいと思います。